

兵庫県公報

令和4年5月24日 火曜日 第313号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5
○ 救急病院の指定（医務課）	5
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	6
○ 保安林の指定（治山課）	6
○ 保安林の指定予定（同）	7
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者・居住支援邦人の指定（住宅政策課）	10
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	10
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	11
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	11
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	11
○ 同 上（同）	12

公 告

○ 景観影響評価準備書の提出及び縦覧（都市政策課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	13
○ 同 上（東播磨県民局）	13

告 示

兵庫県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
うたまる在宅支援薬局	芦屋市津知町1-22-1F	令和4年4月1日
はまだ歯科クリニック	伊丹市西台2-7-18 エスポワールコナカビル1階	同年3月1日
アイ薬局荻野店	同 市荻野4-34-2	同
アイ薬局鴻池店	同 市鴻池3-4-3 グランヴェルデ鴻池1階D号室	同
医療法人社団アトリエ会セレクトファミリー歯科	同 市池尻4-1-1 イオンモール伊丹昆陽2階	同
とみなが内科クリニック	同 市車塚2-84-2	令和4年4月1日
伊丹たかの小児科	同 市大鹿4-59	同
エムハート薬局伊丹店	同 市中央2-8-23	同
桜ヶ丘クリニック	同 市桜ヶ丘8-1-8	令和4年5月1日
こにし薬局	赤穂市加里屋中洲4-1 グリーンクウ103	令和4年4月1日
花のこみちこころの診療所	宝塚市栄町1-19-14-2階	同年5月1日
麒麟堂薬局三木志染店	三木市志染町広野1-250-2	同
えがおのはなこどもクリニックおやざと小児科	高砂市高砂町栄町373-1	同
楠公堂薬局	川西市中央町16-8	令和4年4月1日
スミスクリニック	同 市火打1-7-13 ベストハウスキセラ5階	同
国本歯科病院	淡路市久留麻2506	同
上山歯科医院	加古郡播磨町南野添1-1-34	同 月12日

兵庫県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
医療法人宝整会宝塚まるお整形外科	宝塚市小林5-4-39	名称
横田歯科	川西市清和台東1-4-117	開設者名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
小山医院	伊丹市桜ヶ丘7-1-7
伊丹たかの小児科	同 市大鹿4-59
とみなが内科クリニック	同 市車塚2-84-2
エムハート薬局伊丹店	同 市中央2-8-23
淀歯科診療所	豊岡市出石町柳31
阪神調剤薬局豊岡店	同 市戸牧1107-11
廣田歯科医院	西脇市和布町字170-6
雲雀丘クリニック	宝塚市雲雀丘山手1-14-25
スミスクリニック	川西市中央町15-27
楠公堂薬局	同 市中央町16-8
佐藤皮膚科	三田市けやき台1-10-1
前田整形外科	南あわじ市志知中島904-3
国本歯科医院	淡路市久留麻2506
オレンジ薬局志筑店	同 市志筑97-2
太田医院	宍粟市一宮町三方町327
宍粟市国民健康保険発熱者臨時診療所	同 市山崎町船元118-1

兵庫県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
宍戸医院	川西市大和西1-49-8



兵庫県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
出石センター薬局	豊岡市出石町福住1315	株式会社こうじゅ舎	豊岡市中央町18-8	令和4年1月1日
ケアプラン大樹	加東市黒谷1206-193	合同会社大樹	加東市黒谷1206-193	同
こたけ整形外科クリニック	川辺郡猪名川町広根字中突田17-1	医療法人社団シロアム会	川辺郡猪名川町広根字中突田17-1	令和4年4月1日

兵庫県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
かねこケアプランセンター	伊丹市池尻1-12 K T-1 伊丹2階	ヘルスケアリンク株式会社	伊丹市池尻1-12 K T-1 伊丹2階	所在地
リリーライフヘルパーステーション相生	相生市双葉3-4-18	株式会社リリーライフ	たつの市誉田町片吹85-5	事業所名称
丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	丹波市柏原町柏原2715	社会福祉法人丹波市社会福祉協議会	丹波市氷上町常楽209-1	所在地
J A たじま南但介護センター	朝来市和田山町栄町25-1	たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550-1	同上
リリーライフヘルパーステーションたつの	たつの市誉田町片吹85-5	株式会社リリーライフ	たつの市誉田町片吹85-5	事業所名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
桃寿園デイサービスセンター	伊丹市昆陽池1-105	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	伊丹市広畑3-1 いきいきプラザ内
リリーライフ相生センター（居宅介護支援事業のみ廃止）	相生市双葉3-4-18	株式会社リリーライフ	たつの市誉田町片吹85-5
訪問看護ステーションみなぎの	三木市口吉川町東中830-98	一般社団法人自立支援センタースクラム	三木市口吉川町東中830-98
養父市社会福祉協議会関宮福祉用具貸与事業所	養父市関宮193	社会福祉法人養父市社会福祉協議会	養父市八鹿町下網場320
養父市社会福祉協議会大屋福祉用具貸与事業所	同 市大屋町大屋市場934	同上	同上

養父市社会福祉協議会八鹿福祉用具貸与事業所	同 市八鹿町八鹿1675	同 上	同 上
養父市社会福祉協議会養父福祉用具貸与事業所	同 市八鹿町下網場320	同 上	同 上
丹波市社会福祉協議会東部デイサービスセンター	丹波市春日町黒井1519-1	社会福祉法人丹波市社会福祉協議会	丹波市氷上町常楽209-1
ホームヘルプステーション「ブリッジ」	同 市山南町岩屋635	社会福祉法人みつみ福祉会	同 市春日町野村65-1
国本歯科医院	淡路市久留麻2506	国本 竝功	淡路市久留麻2506
リリーライフ龍野センター (居宅介護支援事業のみ廃止)	たつの市誉田町片吹85-5	株式会社リリーライフ	たつの市誉田町片吹85-5
リリーライフ上郡センター	赤穂郡上郡町駅前21	株式会社リリーライフ	たつの市誉田町片吹85-5



兵庫県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
村上健太	おかだ鍼灸整骨院	宝塚市売布東の町11-5	令和4年3月9日
清水正典	清水鍼灸整骨院山本院	同 市山本東2-8-8-202	令和3年12月1日



兵庫県告示第632号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 原泌尿器科病院
所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号
認定年月日 令和4年5月9日
認定の有効期限 令和7年5月8日
- 2 名称 兵庫県立こども病院
所在地 神戸市中央区港島南町1丁目6番7
認定年月日 令和4年5月1日
認定の有効期限 令和7年4月30日
- 3 名称 春日病院
所在地 神戸市北区大脇台3番1号

- 認定年月日 令和4年5月1日
- 認定の有効期限 令和7年4月30日
- 4 名称 済生会兵庫県病院
- 所在地 神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号
- 認定年月日 令和4年4月8日
- 認定の有効期限 令和7年4月7日
- 5 名称 医療法人一高会 野村海浜病院
- 所在地 神戸市須磨区須磨浦通2丁目1番41号
- 認定年月日 令和4年5月9日
- 認定の有効期限 令和7年5月8日
- 6 名称 独立行政法人国立病院機構神戸医療センター
- 所在地 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号
- 認定年月日 令和4年5月9日
- 認定の有効期限 令和7年5月8日



兵庫県告示第633号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病	
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）	
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭	患畜 1頭
4 発生場所	加西市	宍粟市
5 発生日	令和4年4月26日	
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見	



兵庫県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町小代区水間字伊賀谷275から277まで、295、小代区水間315から320まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小代区水間字伊賀谷275・276・295（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、小代区水間315から318まで・320（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市山崎町野々上字本谷502の3、504、505、807の7、807の9から807の47まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本谷502の3・504・505・807の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第636号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成30年兵庫県告示第519号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和4年6月2日限りで消滅する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

洲本炬口 加入区



兵庫県告示第637号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成30年兵庫県告示第520号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和4年6月5日限りで消滅する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

坊勢 加入区



兵庫県告示第638号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和4年6月3日から発生する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

洲本炬口 加入区



兵庫県告示第639号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和4年6月6日から発生する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

坊勢 加入区



兵庫県告示第640号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第641号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月1日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市宮内町一丁目、北竹谷町一丁目、竹谷町一丁目の一部及び西本町八丁目の一部



兵庫県告示第642号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年10月1日から令和4年1月14日まで
- 3 作業地域
神戸市中央区神戸港地方口老里山及び兵庫区平野町平野谷地内



兵庫県告示第643号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和3年6月8日から令和4年3月24日まで
- 3 作業地域
香美町村岡区和田地内



兵庫県告示第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年3月22日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
新温泉町内山地内



兵庫県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年5月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
香美町小代区大谷地内



兵庫県告示第646号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年7月20日から同年9月30日まで

- 3 作業地域
朝来市山東町与布土地内



兵庫県告示第647号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳データ更新）
- 2 作業期間
令和3年5月10日から令和4年3月23日まで
- 3 作業地域
神戸市全域



兵庫県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年12月17日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
西脇市の一部



兵庫県告示第649号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
株式会社ル・リアン	神戸市兵庫区新開地6丁目2番3号	神戸市垂水区松風台2丁目3番1号	令和4年4月28日
心の輝き合同会社	尼崎市大庄中通3丁目11番地の3	尼崎市大庄中通3丁目11番地の3	同上



兵庫県告示第650号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨丹波県民局長から報告があった。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和4年6月1日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
丹波市柏原町柏原688番地 兵庫県柏原総合庁舎 4階401会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 芦田不動産
代表者氏名 芦田耕次
事務所所在地 丹波市氷上町沼505番地
免許番号 兵庫県知事（14）第5891号
免許年月日 令和4年4月17日



兵庫県告示第651号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和4年5月23日から適用する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	兵庫県信用農業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通
	同 滝野支店	加東市上滝野
	同 姫路支店	姫路市南畝町
	同 洲本支店	洲本市栄町

」

を

「

	兵庫県信用農業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通
	同 姫路支店	姫路市南畝町

」

に改める。



兵庫県告示第652号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年5月24日

北播磨県民局長 橋本正人

- 1 重要調整池の所在地
三木市口吉川町大島字池ノ谷428外49筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三神環境開発株式会社	大阪市浪速区日本橋四丁目3番14号	上 嶋 捻



兵庫県告示第653号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03淡路位置 0006号	4.5.9	洲本市上内膳字堂ノ内467番2の一部、468番の一部、469番の一部	6.0	62.90



兵庫県告示第654号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03淡路位置 0010号	4.5.9	洲本市上内膳字油でん194番の一部、202番1の一部	6.0 5.5	48.79 35.00

公 告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社ホテルニューアワジ
 代表者の氏名 代表取締役 木下 学
 住所 洲本市小路谷20番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) HNA新館
 所在地 洲本市小路谷5番地1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和4年5月24日から同年6月7日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和4年5月24日から同年6月7日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市朝日ヶ丘町499番1、499番2、500番1の一部、500番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府茨木市東太田3丁目8番3号
社会福祉法人山善福祉会 理事長 山本茂善
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年5月6日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-1-3号（3芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町塩市字明田99番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の3
タカミ建設株式会社 代表取締役 小苗治隆
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年12月8日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-27号（3高砂）